

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

1 改正の概要

電子委任状の普及の促進に関する法律(平成 29 年法律第 64 号)第5条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第8条第3項及び第9条第1項に規定している各申請及び届出については、電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則(平成 29 年総務省・経済産業省令第1号)第3条第1項、第5条、第7条第1項、第8条及び第9条において、その様式を規定している。

今般の改正は、「規制改革実施計画」(令和2年7月 17 日閣議決定)等による、行政手続における押印見直し方針を踏まえ、当該施行規則で定める様式から「印」及びこれに準ずる記載を一律削除するものである。

2 施行日

公布の日に施行する。